

くらしの法律救急箱

第55回 日常生活トラブルの処方箋—趣味・娯楽編—

Q1 自費出版に関するトラブルとは、どのようなものでしょうか。

A1 自叙伝や小説、俳句や絵画などの自分の作品の「出版」は、一つの発表の場です。ただ、「出版を勧められて契約したが、高額だったので解約したい」「書店に並ぶと聞いていたのに実際は並んでいない」「数年経つと保管料（倉庫代）の請求を受けた」などというトラブルがあるのも事実です。

自宅に電話がかかってきて勧誘された場合（電話勧誘販売）は、法律（特定商取引に関する法律）に基づき、一定期間内であればクーリング・オフ（契約解除）が可能ですが、自ら業者に向いた場合などは、その規定が極めて不合理であったり、勧誘が不適切であるなど、具体的な問題点がない限りは、原則として契約に従わざるを得ないといえるでしょう。

契約を結ぶに当たって共通することですが、例えば契約書にサインをした場合、その契約書は「契約条件にて合意が成立した」ことの証拠となります。したがって、条件などをよく確認しないまま、勧誘を鵜呑みにして契約書にサインすることは極めて危険なことといえます。

とはいえ、契約書の中身が専門的で分かりづらいこともあります。そのような場合には、契約前に説明者（担当者）に質問を投げかけるなどして不明点を解消し、不審な場合は契約をしないという毅然とした態度をとるべきでしょう。

Q2 初詣や夏祭りの露店での「くじ引き」にも法律による規制はありますか。

A2 この場合の「くじ引き」は、お金を払ってくじを買う遊びであり、「景品としてのくじ」とは異なります。仮に、業者が「当たりくじ」のない商売をしていたとすれば、購入者をあざむいていることになって刑法上の詐欺罪に該当しますし、「当たりくじが入っていないなら買わなかった」でしょうから、民事上は「錯誤による無効」を主張して、くじの代金の返還を求めることも考えられます。

参考までに、「景品」の場合はどうでしょうか。歳末セールで商店街が実施するくじ引きや、ショッピングモールでのじゃんけん大会など、身近によく見かけるものです。これらは、顧客を引き寄せたり、たくさん購入してもらうために実施され、「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サ



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

ービスの取引に付随して提供する物品、金銭その他の経済上の利益」となりますので、景品表示法 (正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法」) の「不当景品規制」が適用され、限度額が設けられています (商店街のくじ引きの例なら、最高額は30万円、総額は懸賞に係る売上予定総額の3%)。

なお、新聞や雑誌などの懸賞企画 (商品を買わなくてもハガキなどで応募でき、抽選で金銭や商品が当たる企画) には、景品規制は適用されず、現在では、提供できる金品等に具体的な上限額の定めはありません。

Q3 賭けゴルフには、問題があるのでしょうか。

A3 賭けゴルフは、金額の大小に関係なく、刑法が定める賭博罪に該当します。賭博罪は、勝敗が不確定な事実に関し、財物をもって賭け事を行うことで成立しますが、「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき」は成立しないと規定されています。

例えば、ゴルフの休憩中に飲むお茶代を賭けたりする場合は、これに当たると考えられます。他方、金銭はその性質上「一時の娯楽に供する物ではない」というのが裁判所の判断であり、また、数千円であっても摘発された事例はありますので、注意が必要です。

Q4 チケットの転売は、どんな場合でも違法となるのでしょうか。

A4 コンサートのチケットを購入したのに、仕事が入ってコンサートに行けなくなり、友人にそのチケットを売る場合も「転売」といえますが、これ自体は違法ではありません。

都道府県が制定している迷惑防止条例 (例えば、大阪府の条例の名称は「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」) は「ダフヤ行為」を禁止しています。具体的には、転売目的でチケットを購入することや、転売目的で得たチケットを公共の場所等で、不特定の人に売ることなどが条例違反となります。

なお、最近では、購入者の本人確認を行い、転売されたチケットでは入場が認められないコンサートもあります。この取組は「違法かどうか」の問題ではなく、チケットが高額転売され、ファンの利益を損なうことを防止しようという試みのようです。これは、その販売者の規約 (契約) の問題であり、購入者は、第三者へチケットを転売又は譲渡する行為が理由・目的を問わず一切禁止されることを条件として購入することとなります。